

令和8年度20歳未満の者の喫煙防止講座実施要領

1 目的

北海道たばこ対策実施要綱（以下「要綱」という。）第4の3による、20歳未満の者の喫煙防止対策を円滑に進めるため、児童、教職員及び児童の保護者等を対象とする喫煙防止講座（以下「講座」という。）を実施し、学校や家庭における、継続的な喫煙防止や受動喫煙防止の取組を促進し、もって、20歳未満の者の喫煙を防止することを目的とする。

2 実施主体

総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下「保健所」という。）

3 実施体制

講座は、要綱第5に定める保健所のたばこ対策推進チーム（以下「チーム」という。）が学校等と連携し、企画・立案・実施、及びその後の事業評価を一体的に行うものとする。

4 講座の実施対象

小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下「学校」という。）の児童、教職員または児童の保護者等とする。

5 事業の通知等

(1) 保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）は、本要領を保健所及び国立学校に通知するとともに、公立学校については教育庁に、私立学校については総務部に通知を依頼する。

なお、事業実施後、実績について教育庁及び総務部に情報提供する。

(2) 保健所は、本要領について希望のあった小学校から令和7年3月末を目途に、各学校の喫煙防止教育計画を取りまとめる。

なお、事業実施後、実績について地域保健課に報告する。

(3) 教育庁は、本要領について各教育局に周知するとともに、各市町村教育委員会を通じ、各学校に本要領を通知し、喫煙防止の積極的な取組を働きかける。

なお、地域保健課から情報提供のあった事業報告を、各教育局に情報提供する。

6 事業の推進方法

チームは、各学校等からの喫煙防止教育計画に基づき、学校等と調整の上、年間の実施計画を作成し、計画的に事業を実施することとする。

また、学校等との役割分担や教育方針などを事前に協議し、講座実施以降においても、継続的に学校や家庭において、喫煙防止や受動喫煙防止の取組が図られるよう、講座の効果的な実施に努めることとする。

7 実施方法

講座は、一堂に会しての実施の他、オンラインを活用するなど、各学校等の実情に合わせ実施することとする。

(1) 児童を対象とした講座

20歳未満の者の喫煙の動機は、好奇心であることが多いことから、喫煙による健康被害や、喫煙開始年齢が若いほど「ニコチン依存症」である喫煙習慣につながりやすい実態などを理解させ、また、受動喫煙による健康被害について、具体的な指導を通じて、自他の健康を大切にす意識と態度の育成を図ることを促す内容とする。

講座の形式としては、講義形式のみならず、北海道喫煙防止健康教育教材DVD等の教材を使用した実習や、集団討論方式等の参加型の学習の導入など、児童の関心を高めるように努めることとする。

喫煙を誘われたときの断り方を学ぶのに効果的な、ロールプレイングの実施に努めるこ

とする。

また、講座には多くの教職員の参加を求めるとともに、講座終了後、保健学習、学級活動やホームルーム等での継続的な指導方法について、教職員と協議する場を設けることとする。

(2) 教職員を対象とした講座

喫煙や受動喫煙による健康被害についての知識を深め、学校が自主的に喫煙防止に取り組むことを促す内容とする。

また、禁煙を希望する教職員に対し、禁煙支援に関する相談窓口について周知する。

(3) 児童の保護者等を対象とした講座

喫煙や受動喫煙による健康被害についての知識を深める内容とし、親の喫煙が子どもの喫煙率に大きな影響を与えていることを理解させ、子どもの見える場所での喫煙は避けることや、たばこに触れさせないなど家庭内での対策の徹底を促す内容とする。

さらに、学校の教育だけでなく、家庭においても、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響や、友達からたばこを誘われたときの断り方などについて、子どもと平日頃から話し合う必要があることを理解させ、その実践を促す内容とする。

開催形態としては、保護者参観に併せた講座の実施などが考えられる。

また、禁煙を希望する保護者等や既に喫煙習慣のある子どもへの禁煙支援に関する相談窓口について周知する。

(4) 他の対策との連携

学校において、学習指導要領に基づき、「喫煙と健康」に関する授業を実施するほか、喫煙習慣が他の薬物の乱用・依存へとつながる傾向にあることから、20歳未満の者の喫煙防止対策を薬物乱用防止対策の前段の対策と位置づけ、両対策の連携による効果的な推進に努める。

8 事業の評価方法

学校の協力を得て、講座を受講した児童、教職員及び児童の保護者を対象として、講座前後におけるたばこに関する意識や家庭内における喫煙防止の取組に関するアンケートを実施する。ただし、アンケートに対する協力が得られない場合は、この限りではない。

9 その他

中学校・高等学校等において、講座の実施希望がある場合は、それぞれの所在する市町村を所管する保健所に協議することとする。